

# 容量市場の情報公開・フォローアップ 支配的事業者への対応について

2019年2月6日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

1. はじめに
2. 容量市場の情報公開・フォローアップ
  - (1) フォローアップの概要
  - (2) 定期的な検証について
  - (3) 市場競争の検証（検証結果の情報公開）
  - (4) その他の情報公表について
  - (5) 検証結果を基としたルール等の見直し
  - (6) 市場管理者としての役割
  - (7) まとめ
3. 支配的事業者への対応の検討
  - (1) はじめに
  - (2) 我が国の事業構造等の概要
  - (3) 我が国で想定される市場支配力の行使の例
  - (4) 支配力行使の対策について
  - (5) 参入ペナルティについて
  - (6) まとめ

- 第28回制度検討作業部会において、「広域機関による、具体的な情報公開や容量市場が効果的に機能しているかどうかの検証等の詳細な仕組みについては、広域機関において検討を行うこととしてはどうか」と整理された。
- また、中間とりまとめにおいて、容量市場の情報公開は「公正な競争の観点や市場支配力行使を防止する観点から、その範囲を決める必要がある」と整理しており、市場支配的な事業者への対応策と合わせて整理が必要である。
- 本日は、容量市場の情報公開・フォローアップ、市場支配的な事業者への対応策について整理を行う。

(容量市場の情報公開・フォローアップ)

容量オークションの開催において、事前に上限価格を公開するか、事後に約定結果を公開するか<sup>130</sup>等、どこまでの情報公開を行うかについては、海外事例も参考に、公正な競争の観点や市場支配力行使を防止する観点から、その範囲を決める必要がある。

容量市場における参加者の行動や入札結果、容量の増減について確認し、広域機関や監視等委員会とも連携しながら、容量市場が効果的に機能しているかどうかを定期的に検証していくことが考えられる。

検証の結果を踏まえ、市場が効果的に機能していないことが疑われる場合は、必要に応じて既存の制度にとらわれずに見直しを実施する枠組みを設ける等対応を検討していくこととする。

---

注釈130 オブザーバーからは、既存契約の見直しの際にも、約定結果の公開が重要となるのではないかという意見があった。

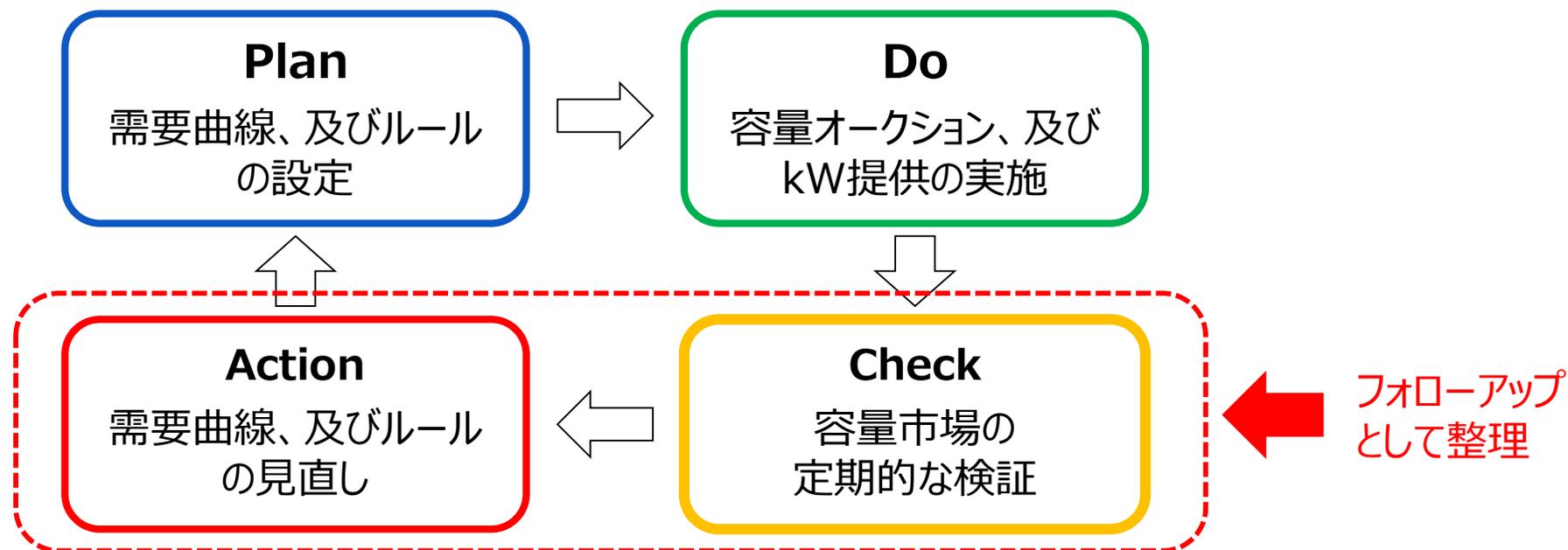
## 容量市場詳細設計の検証について

- 中間とりまとめにおいては、「容量市場における参加者の行動や入札結果、容量の増減について確認し、広域機関や監視等委員会とも連携しながら、容量市場が効果的に機能しているかどうかを定期的に検証する」、「検証の結果を踏まえ、市場が効果的に機能していないことが疑われる場合は、必要に応じて既存の制度にとらわれずに見直しを実施する枠組を設ける対応を検討していく」としていたところ。
- 毎年の容量オークションの結果については、広域機関においてまとめ、必要に応じて検証や制度の見直しを行うこととしてはどうか。
- また、遅くとも容量市場開設5年後(十分な回数のオークションが行われ、容量受渡も行われた段階)までを目途に、広域機関において包括的な検証を行い、必要に応じて既存の制度にとらわれずに見直しを実施すべく、国の審議会等でも検証結果を議論することとしてはどうか。
- 広域機関による、具体的な情報公開や容量市場が効果的に機能しているかどうかの検証等の詳細な仕組みについては、広域機関において検討を行うこととしてはどうか。

## 2. 容量市場の情報公開・フォローアップ

### (1) フォローアップの概要

- 中間とりまとめでは容量市場のフォローアップを「容量市場が効果的に機能しているかどうかを定期的に検証していくことが考えられる。(中略) その検証結果を踏まえ、市場が効果的に機能していないことが疑われる場合は、必要に応じて既存の制度にとらわれずに見直しを実施する枠組みを設ける等対応を検討していく」としている。
- フォローアップの方法として、容量市場をより効果的に機能させるためのPDCAサイクルにおける、Check (定期的な検証) 及び、Action (需要曲線、及びルールの見直し) について整理する。



## 2. 容量市場の情報公開・フォローアップ

### (1) フォローアップの概要 ( Check : 定期的な検証について )

- フォローアップのCheckは、容量市場が効果的に機能しているか、定期的に検証することと考えられる。
- 容量市場における検証の考え方は、下記の観点を踏まえて整理する必要があるのではないかと。
  - (1) 効果的に容量市場で供給力を確保できているか (市場競争の状況) 。
    - 市場支配力の行使等で適正な競争が歪められていないか。
    - 約定結果が、価格と量のボラティリティの抑制につながっているか、供給信頼度を踏まえた調達コストとなっているか。
  - (2) 容量市場に求められる機能が効果的に働いているか。
    - 予め必要な供給力を確実に確保できているか。
    - 卸電力市場価格の安定化を実現し、電気事業者の事業運営の安定化を可能としているか。

※中間とりまとめにおいて整理されている容量市場に求められる機能



## 2. 容量市場の情報公開・フォローアップ

### (1) フォローアップの概要 (Action: 検証結果を基としたルール等の見直し)

- フォローアップのActionは、検証結果を受けて、主に、下記の項目を見直すことが考えられる。
  - 容量市場ルール  
(リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ、約定処理方法、支配的事業者への対応策 等)
  - 需要曲線の設定方法



## 2. 容量市場の情報公開・フォローアップ

### (2) 定期的な検証について（諸外国の事例）

- 諸外国では、容量市場の検証は、毎年、及び、数年毎に実施している。
- PJMでは、毎年、容量オークション結果（市場競争の状況）の検証を行い、4年毎に、容量市場がより効果的に機能することを目的とした需要曲線の設定検証を実施している。
- 英国では、毎年、容量オークション結果の検証を行い、5年以内毎に、容量市場の制度全体の見直しについて実施すると定めている。

参考：The Electricity Capacity Regulations 81. Review by Secretary of State 及び 82. Review of capacity market rules

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
P J M	(1) 市場競争の検証	○	○	○	○	○
	(2) 需要曲線の設定検証				○	
英国	(1) 市場競争の検証	○	○	○	○	○
	(2) 容量市場制度の検証					○

- PJMは、4年毎に需要曲線の設定検証を実施している（2014年度までは、3年毎）。

参考：PJM OATT ATTACHMENT DD.5.10

Auction Clearing Requirements 10 a) iii) Procedure for ongoing review of Variable Resource Requirement Curve

- 需要曲線の設定検証は、下記の3項目について実施する。
  - 容量市場の価格の安定化、及び、電源投資の指標に資するための需要曲線の形状の見直し
  - (Gross) CONE価格の算定方法の見直し ※1、2
  - 容量市場以外からの収益 (E&AS Revenue) の見積り方法の見直し ※2
- ※1 モデルプラントの変更の必要性の確認も実施する。
- ※2 最新の指標等に基づいた Net CONE の算定は、4年毎の検証とは別に毎年実施する。
  - (例) Gross CONE は The Bureau of Labor Statistics Composite Index に基づき調整
  - E&AS offset は、過去3年間 (暦年) の地域別限界費用 (LMP) に基づき算定
- 需要曲線の設定検証は、外部のコンサルティングファームに委託して行われる。
- 検証結果は公表され、PJMと各ステークホルダーは検証結果から需要曲線変更の必要性を検討する。
- PJMは、ステークホルダーの投票 (賛成、反対、及び代替案の提示) により検討をとりまとめ、FERCへ上程し、審議を経て決定する。

4年毎  
PJMが委託

外部コンサルタントによる需要曲線の設定検証・提案

報告書の公表・説明

PJM、及びステークホルダーによる検討 (約6カ月)

PJMの会議体での検討結果のとりまとめ

需要曲線に関する提案

FERCによる提案の審議 (承認・却下)

- 英国は、5年以内毎に容量市場の制度自体のレビューを実施することとしている。
  - レビューは、下記を確認することとしている。
    - 容量市場の目標の達成度。
    - 既存の方法（容量市場制度、及び、目的）を維持しても良いか、より効率的に目標を達成する方法は無いかな。
- 参考：The Electricity Capacity Regulations 81. Review by Secretary of State 及び 82. Review of capacity market rules
- なお、容量市場の目的は、下記のように整理されている。
    - 供給力の確保：電力供給を確実にするため、供給力に対する十分な投資を促すこと
    - 費用対効果の達成：消費者にとって最小限の費用で最も効率的な水準の供給力を確保すること
    - 望まぬ事態を防ぐこと：市場設計リスクを最小限にして、低炭素化の課題を補完すること
- 参考：“CAPACITY MARKET AND EMISSIONS PERFORMANCE STANDARD REVIEW Call for evidence 1. Introduction” より  
<https://www.gov.uk/government/consultations/capacity-market-and-emissions-performance-standard-review-call-for-evidence>
- レビューの実施は、国（BEIS：ビジネス・エネルギー産業戦略省）が行う。
  - レビュー結果は、報告書として公表される。
  - 現在は、レビューの最初のステップである、“call for evidence（根拠の照会）”が実施されている状況である。

### (2) 定期的な検証について

- 我が国における定期的な検証は、諸外国と同様、毎年市場競争の状況を検証し、数年毎に需要曲線等の容量市場の制度全体を検証（以下、包括的な検証）することとしてはどうか。
- 制度検討作業部会では、「遅くとも容量市場開設5年後(十分な回数のオークションが行われ、容量受渡も行われた段階)までを目途に、広域機関において包括的な検証を行い、必要に応じて既存の制度にとらわれずに見直しを実施すべく、国の審議会等でも検証結果を議論することとしてはどうか。」と整理している。
- そのため、初回の包括的な検証は、容量受渡が行われた2024年度の実績を踏まえ、2025年度に実施することとし、基本的に5年毎に実施することとしてはどうか。なお、導入当初における市場競争の検証結果によって、必要であれば、速やかに包括的な検証を実施することとしてはどうか。

年度		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
メインオークション対象年度		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
追加オークション対象年度					2024	2025	2026	2027
容量受渡の実績						有	有	有
【毎年】オークション結果の報告		○	○	○	○	○	○	○
定期的な 検証	【毎年】市場競争の状況検証	○	○	○	○	○	○	○
	【5年後】包括的な検証						○	

## 2. 容量市場の情報公開・フォローアップ

### (3) 市場競争の検証（検証結果の情報公表）

- 定期的な検証（市場競争の検証、包括的な検証）は、我が国の容量市場の仕組みや、事業構造等から検証項目を決める必要がある。
- また、検証結果については、事業者間の競争への影響等を留意しつつ、情報公表を行うことが重要である。
- なお、市場競争の検証は、検証結果の情報公表が、容量市場における市場競争を効果的に機能させる観点からも重要と考えられる。

## 2. 容量市場の情報公開・フォローアップ

### (3) 市場競争の検証（検証結果の情報公表）：諸外国の事例

- 定期的な検証（市場競争の検証）項目を検討するにあたり、諸外国の情報公表項目を整理する。
- PJMでは、Monitoring Analytics が、毎年、市場競争を検証し、検証結果を公表している。
- 市場競争の検証に加えて、PJMの市場競争に対する施策の検証も行っている。



#### レポートで公表されている検証項目

- エリア別の落札価格、及び、オークションパラメータ
- 上下限入札価格規制の適用状況（適用数、除外数）
- 入札、及び落札容量の内訳（電源、DR、EE）
- オークションに参加しなかった電源等の量
- 電源等の種別（電源、DR、EE）毎の加重平均入札価格
- 入札価格の分布（Net CONE×0%,0～50%、50%～）
- 落札されなかった電源の燃種、経年数
- 目標調達量と調達量の比較
- 連系線を受電可能量
- 需要予測の推移
- エリア別の需要曲線、供給曲線 等

- Monitoring Analytics の報告書では、エリア毎に、容量オークションに入札した・しなかった電源等の供給力量を公表している。

Table 9 RTO offer statistics: 2021/2022 RPM Base Residual Auction

	ICAP (MW)	UCAP (MW)	Percent of Available ICAP	Percent of Available UCAP
Generation capacity	198,147.3	189,028.5		
DR capacity	11,641.3	12,686.7		
EE capacity	2,728.9	2,975.2		
Generation winter capacity	534.7	534.7		
Total internal RTO capacity	213,052.2	205,225.1		
FRR	(14,578.3)	(13,702.1)		
Imports	5,214.0	4,911.6		
RPM capacity	203,687.9	196,434.6		
Exports	(1,319.8)	(1,295.0)		
FRR optional	(17.3)	(16.1)		
Excused Existing Generation Capacity Resources	(4,110.3)	(3,017.5)		
Unoffered Planned Generation Capacity Resources	(3,141.2)	(3,005.3)		
Unoffered Intermittent Resources	(1,482.8)	(1,397.6)		
Unoffered Capacity Storage Resources	(580.9)	(574.9)		
Unoffered generation winter capacity	(249.3)	(249.3)		
Unoffered DR and EE	(812.4)	(894.1)		
Available	191,973.9	185,984.8	100.0%	100.0%
Generation offered	178,410.1	171,249.8	92.9%	92.1%
DR offered	10,551.3	11,494.0	5.5%	6.2%
EE offered	2,574.6	2,803.2	1.3%	1.5%
Total offered	191,536.1	185,547.0	99.8%	99.8%
Unoffered Existing Generation Capacity Resources	437.8	437.8	0.2%	0.2%

エリア内の供給力量

FRR (相対契約) 分の供給力はオークションに入札されないため、差し引く。

PJM域外への輸出や電源休止等により、容量オークションに入札しないことを予め選択した電源等の供給力

実際のオークション入札量

← オークションに入札しなかった供給力の量

- Monitoring Analytics の報告書では、エリア毎の入札容量、及び落札容量の内訳（電源、DR、EE）、及び、電源等の種別（電源、DR、EE）毎の加重平均入札価格を公表している。

Table 18 Offered and cleared capacity by LDA, resource type, and season type: 2021/2022 RPM Base Residual Auction

LDA	Resource Type	Offered UCAP (MW)			Cleared UCAP (MW)		
		Annual	Summer	Winter	Annual	Summer	Winter
RTO	GEN	170,841.5	53.5	354.8	149,615.6	27.2	354.8
RTO	DR	11,094.6	399.4	0.0	10,673.5	228.0	0.0
RTO	EE	2,649.0	154.2	0.0	2,622.7	105.5	0.0
EMAAC	GEN	29,931.3	2.9	0.5	27,377.9	0.9	0.5
EMAAC	DR	1,320.9	68.7	0.0	1,315.8	31.8	0.0
EMAAC	EE	605.7	21.5	0.0	593.8	11.7	0.0
PSEG	GEN	5,300.5	1.2	0.5	4,727.9	0.0	0.5
PSEG	DR	408.3	7.6	0.0	407.9	0.0	0.0
PSEG	EE	241.8	8.8	0.0	230.8	4.7	0.0
ATSI	GEN	10,663.6	0.0	0.0	6,723.0	0.0	0.0
ATSI	DR	1,221.2	0.0	0.0	1,142.4	0.0	0.0
ATSI	EE	141.9	5.7	0.0	141.9	3.2	0.0
ComEd	GEN	24,790.1	0.0	136.1	19,589.8	0.0	136.1
ComEd	DR	1,906.0	86.8	0.0	1,837.3	80.9	0.0
ComEd	EE	669.3	59.6	0.0	656.5	57.5	0.0
BGE	GEN	2,989.5	0.0	0.0	1,639.3	0.0	0.0
BGE	DR	216.8	76.9	0.0	194.8	42.4	0.0
BGE	EE	103.6	0.7	0.0	103.6	0.4	0.0

Table 19 Weighted average sell offer prices by LDA, resource type, and season type: 2021/2022 RPM Base Residual Auction

LDA	Resource Type	Weighted-Average (\$ per MW-day UCAP)		
		Annual	Summer	Winter
RTO	GEN	\$53.21	\$5.03	\$62.11
RTO	DR	\$39.15	\$9.55	
RTO	EE	\$40.51	\$3.54	
EMAAC	GEN	\$56.82	\$58.77	\$60.00
EMAAC	DR	\$44.27	\$12.25	
EMAAC	EE	\$72.73	\$1.50	
PSEG	GEN	\$83.40	\$139.58	\$60.00
PSEG	DR	\$40.45	\$70.23	
PSEG	EE	\$91.49	\$3.69	
ATSI	GEN	\$107.34		
ATSI	DR	\$42.79		
ATSI	EE	\$2.54	\$0.00	
ComEd	GEN	\$80.40		\$32.14
ComEd	DR	\$43.68	\$2.83	
ComEd	EE	\$17.44	\$0.00	
BGE	GEN	\$157.57		
BGE	DR	\$52.06	\$0.00	
BGE	EE	\$0.14	\$0.00	

■ Monitoring Analytics は落札されなかった電源の燃料種別、及び経年数を公表している。

Table 22 Uncleared generation offers by technology type and age: 2021/2022 RPM Base Residual Auction<sup>141 142</sup>

Technology Type	Uncleared UCAP (MW)		Total
	Less Than or Equal to 40 Years Old	Greater than 40 Years Old	
Coal Fired	1,684.9	4,321.9	6,006.8
Combined cycle	1,310.1	0.0	1,310.1
Combustion turbine	636.2	219.5	855.7
Nuclear	6,821.4	3,821.3	10,642.7
Oil or gas steam	0.0	1,801.9	1,801.9
Other	143.7	491.4	635.1
Total	10,596.3	10,656.0	21,252.3

Table 23 Uncleared generation resources in multiple auctions<sup>143 144</sup>

Technology	2021/2022		2020/2021 Results for Same Set of Resources		2019/2020 Results for Same Set of Resources	
	Uncleared UCAP (MW)	Number of Resources	Uncleared UCAP (MW)	Number of Resources	Uncleared UCAP (MW)	Number of Resources
Coal Fired	6,006.8	64	4,370.0	38	2,300.3	27
Combined cycle	1,310.1	48	751.9	10	229.9	8
Combustion turbine	855.7	83	827.7	59	496.9	31
Other	13,079.7	74	1,944.6	30	1,684.4	13
Total	21,252.3	269	7,894.2	137	4,711.5	79

参考 : Monitoring Analytics, Analysis of the 2021/2022 RPM Base Residual Auction: Revised より

■ Monitoring Analytics の報告書では、エリア毎の需要曲線と、統計的手法によりスムージング処理 (※) を施した供給曲線を公表している。

※ 容量オークション参加者の個社情報の守秘に配慮し、階段状の供給曲線や入札データを直接掲載することは避けることとした。  
(参考 : FERC, Docket No.ER09-1063-003,51~79)

Figure 1 RTO market supply/demand curves: 2021/2022 RPM Base Residual Auction<sup>149</sup>

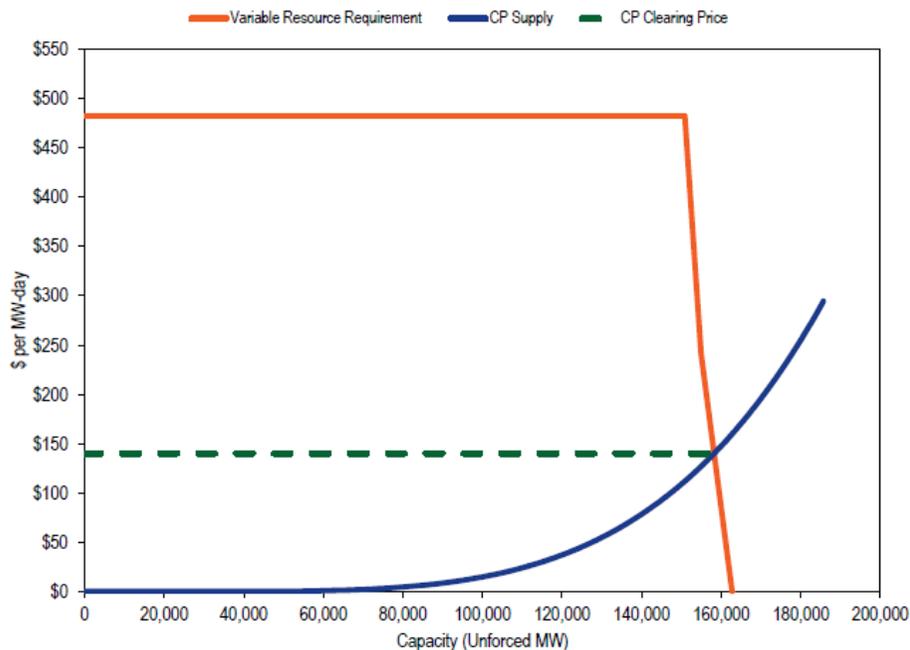
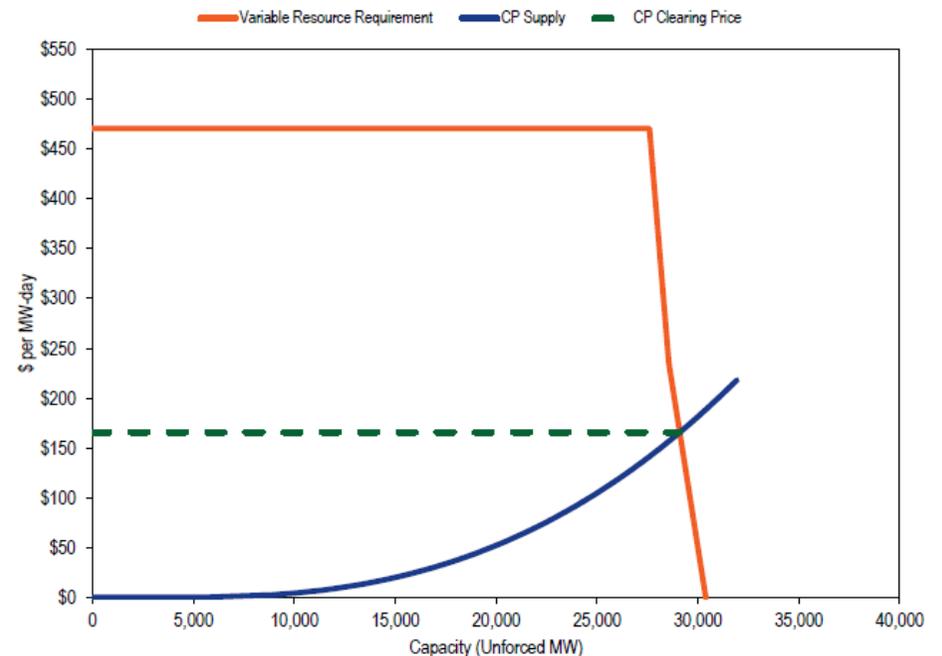


Figure 2 EMAAC LDA market supply/demand curves: 2021/2022 RPM Base Residual Auction<sup>153</sup>



参考 : Monitoring Analytics, Analysis of the 2021/2022 RPM Base Residual Auction: Revised より  
HP <https://www.monitoringanalytics.com/reports/Reports/2018.shtml>

## 2. 容量市場の情報公開・フォローアップ

### (3) 市場競争の検証（検証結果の情報公表）

- 我が国でも、市場競争の検証は、Monitoring Analyticsの検証を参考として、具体的な検証項目・公表内容を検討することとしてはどうか。
- また、広域機関においては、毎年、供給計画の需給バランス評価（10年分）も実施しているところ。
  - ✓ 需給状況は、包括的な検証で、予め必要な供給力を確実に確保できているか、という観点で検証される。
- 需給バランス評価の結果は、広域機関による特別オークションの必要性の判断※1に活用できると考えられること、また、事業者の投資予見性※2に資するとも考えられる。
- そのため、市場競争の検証に合わせて需給状況も公表することが考えられるのではないか。
- また、Monitoring Analytics 同様、市場競争に対する施策の検証も実施し、公表する方向で検討を進めることとしてはどうか。

※1 メインオークションはその時点での供給計画の5年目、追加オークションはその時点での2年目の想定需要等を活用して、目標調達量の算定等を行う。例えば、4年目、3年目の需給バランス評価の情報はその対象年度の特別オークションの必要性等に活用できると考えられる。

※2 現行の需給バランス評価における5年目以降の需給見通しや、既設電源の経年データ、電源種別、計画外停止率等を公表することが、新設の投資予見性に資すると考えられる。

## 2. 容量市場の情報公開・フォローアップ

### (4) その他の情報公表について（相対契約の観点）

- 情報公表に関連して、検討会等にて、電源の落札結果の公表は、容量市場導入後の相対契約先との交渉において小売電気事業者と発電事業者が対等な情報を持つために必要、と指摘されている。
  - 相対契約の内容は、基本的に当事者限りの情報であること、また、容量市場における個別電源の落札結果は経営情報であるため、諸外国等においても落札結果を全て公表している事例はない。
    - ✓ PJMは、個別電源毎の容量オークションの落札結果は公表していない。
    - ✓ 英国は、個別電源毎の落札結果は、参加事業者、落札容量、ユニットIDを公表し、電源名を非公表としている。また、公表範囲は、容量市場で落札できなかった電源も含んでいる。
- ※英国は、電源等の容量市場での落札結果は、関係者のみにユニットIDで確認できる仕組みとなっている。

#### Appendix A – Results by CMU

参加事業者名	ユニットID	容量確保契約 締結有・無	新設or既設	落札容量	契約年数
Applicant Company	CMU ID	Capacity AG	CMU Classification	Capacity (MW)	Duration (Years)
Aegis Cloud Limited	ADL002	No	New Build Generating CMU	N/A	N/A
Aggreko UK Limited	Aggr15	No	New Build Generating CMU	N/A	N/A
Alkane Energy UK Limited	ARPPR1	Yes	Existing Generating CMU	4.302	1
Alkane Energy UK Limited	AUKNN6	Yes	New Build Generating CMU	15.126	15
Alkane Energy UK Limited	AUKNN7	Yes	New Build Generating CMU	7.563	15
Alkane Energy UK Limited	AUKNN8	Yes	New Build Generating CMU	5.672	15
Alkane Energy UK Limited	AUKPR1	Yes	Existing Generating CMU	8.197	1
Alkane Energy UK Limited	AUKPR2	Yes	Existing Generating CMU	3.155	1
Alkane Energy UK Limited	AUKPR3	Yes	Existing Generating CMU	6.305	1

参考 : national grid , Final Auction Results T-4 Capacity Market Auction for 2021/2022 , Appendix A より

### (4) その他の情報公表について（相対契約の観点）

■ 我が国における落札結果の情報公表は、公表情報では個別電源の落札結果を推定できないようにする、関係者は特定の電源等の落札結果を確認できるようにする、という観点から、下記のように整理してはどうか。

- ▶ 落札結果の情報へのアクセスは関係者に限定する。（利用資格の審査等を実施）
- ▶ 容量市場に参加した「事業者名」を開示する。
- ▶ 電源IDと約定量※を開示する。（落札されなかった電源は約定量をN/Aとして開示する）
  - ※個別電源が推定できないように、必要に応じて丸めたり、幅で開示する
- ▶ 事業者と電源IDの紐づけや入札エリアは開示しない。

<表1> 参加事業者名

参加事業者名
北海道電力
東北電力
・
・
・
・
・
〇〇風力株式会社

<表2> 落札状況

ユニットID	容量確保契約	落札容量
00001	あり	3万kW
00002	あり	2千kW
00003	なし	N/A
・		
・		
・		
・		
・		

## 2. 容量市場の情報公開・フォローアップ

### (5) 検証結果を基としたルール等の見直し

- ルール等の見直しは、包括的な検証の結果、容量市場が効果的に機能していないと考えられる場合に実施する。
- 具体的な見直しのプロセスとして、広域機関がルール等の見直しの提案を行い、広域機関の検討会等で議論を行い、見直すことが考えられるか。
- また、重要な見直しは、広域機関の検討会等での議論に加えて、国の審議会等での議論を踏まえて必要なルール変更を行うこととしてはどうか。

※ ルール等の見直しプロセスは、包括的な検証以外においても、行われることはありうる。

(例：特別オークションを実施し、その必要性からルール等の見直しが必要な場合)

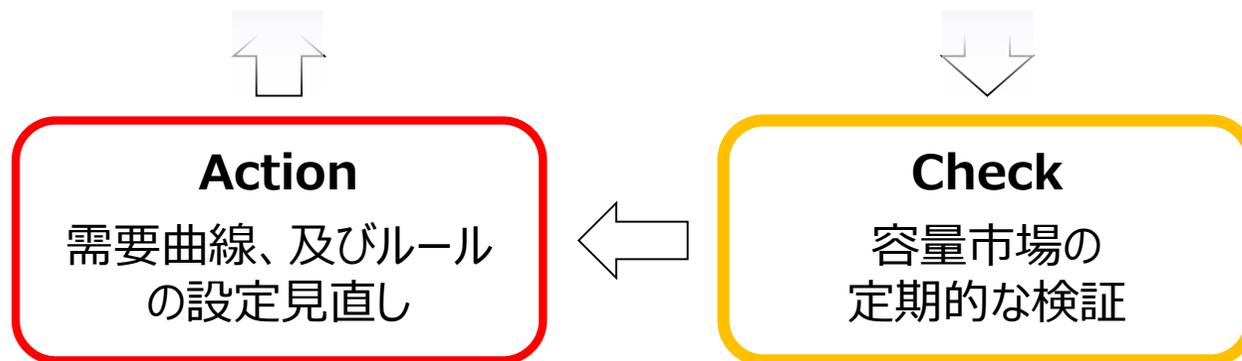
※ 国においてルール等の見直しの検討を行った結果を反映する等、他のプロセスにおける見直しもありうる。

### (6) 市場管理者としての役割

- 容量市場の市場管理者としての広域機関の役割は、前項までの整理、現行の広域機関の位置づけ等を前提とすると、下記の通り、整理してはどうか。
  - ✓ 広域機関が、広域機関の有識者を含めた検討会等で容量市場の検証を実施する。また、検証結果を公表する。
  - ✓ 広域機関は、容量市場の運営状況や定期的な検証結果等を、経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会、及び資源エネルギー庁（以下、経済産業省とする）に報告する。
  - ✓ 広域機関は、検証を踏まえて、必要に応じて容量市場のルール等の見直しを行う。なお、重要な変更は、広域機関の検討会等で議論を行うとともに、国の審議会等での議論を踏まえて必要なルール変更を行う。
- なお、広域機関の業務規程等において、必要な改正を行うこととしてはどうか。

### (7) まとめ

- 広域機関における容量市場のフォローアップは、下記の通り、実施してはどうか。
  - 検証のポイントは（1）市場競争の状況、及び（2）容量市場に求められる機能がそれぞれ効果的に働いているか確認することとしてはどうか。
  - 市場競争の検証は毎年行い、容量市場に求められる機能の検証は初回を容量受渡初年度の翌年に遅くとも行うこととしてはどうか。
  - 広域機関は、経済産業省と連携して、容量市場の検証を実施することとしてはどうか。
  - 広域機関は、定期的な検証を踏まえて、容量市場のルール等の見直しを行う。なお、重要な変更は、広域機関の検討会等で議論を行うとともに、国の審議会等での議論を踏まえて必要なルール変更を行う。



・ルール等の見直しは、広域機関の検討会で議論するとともに、国の審議会等での議論内容を踏まえ必要なルール変更を行う。

・毎年、市場競争の検証を行う。  
・初回の包括的検証は容量受渡初年度の翌年に遅くとも行う。  
・検証結果は、報告書としてまとめ、公表する。

### 3. 支配的事業者への対応の検討

#### (1) はじめに

- 容量市場において市場競争を効果的に働かせるためには、支配的事業者による市場価格の操縦を防止する必要がある。
- 中間とりまとめにおいては、支配的事業者への対応は「慎重かつ十分な検討を要するため、制度の詳細を固めていく中で対応策を具体化することとする。」と整理している。
- 本日は、支配的事業者への対応について、これまでの制度設計の整理や、想定される市場支配力の行使の例、対応案についてご議論いただきたい。

### (支配的事業者への対応)

市場において支配的な事業者が存在する場合、その市場支配力の行使により、売り惜しみや価格のつり上げといった悪影響が懸念される。

諸外国においても、こうした悪影響を防止するために措置を講じている例がある。我が国においても、こうした例を参考にしつつ、制度の詳細を検討していく必要がある。

また、こうした事業者が市場支配力を行使しにくいよう、市場の動きを監視して市場支配力の行使が疑われる場合に調査を行い、改善の必要性がある場合は、柔軟に反映できるようにしておくことが必要である。

市場支配的な事業者の入札行動による不必要な価格高騰を防ぐ観点から、本論点については慎重かつ十分な検討を要するため、制度の詳細を固めていく中で対応策を具体化することとする。また、市場開設後も状況に応じて速やかに対応策を検討していく。

#### (参考図3-23) 市場支配力防止策の例

##### 設計における市場支配力防止策(例)

- ・垂直型ではなく右肩下がりの需要曲線とする(PJM等、英国)
- ・特段の理由がなく容量オークションに参加しない電源は、一定期間は再び参加することができないこととする(PJM、ISO-NE)
- ・既設電源について、入札上限価格を設ける(PJM、英国)
- ・容量オークションに参加しない電源は0円入札として扱う、または、需要曲線の目標調達量から控除する等の対応を設ける(英国)

## 論点4：市場支配的な事業者への対応

- 中間論点整理においても、市場支配的な事業者への対応を議論することとされていたところ。
- 市場支配的な事業者の入札行動による不必要な価格高騰を防ぐ観点から、本論点については慎重かつ十分な検討を要するため、制度の詳細を固めていく中で対応策を具体化することとしてはどうか。また、市場開設後も状況に応じて速やかに対応策を検討することとしてはどうか。

2017年11月  
第14回制度検討作業部会  
事務局提出資料

### 論点14：市場支配的な事業者への対応

- 市場において支配的な事業者が存在する場合、その市場支配力の行使により、売り惜しみや価格のつり上げといった悪影響が懸念される。
- 諸外国においても、こうした悪影響を防止するために措置を講じている例がある。我が国においても、こうした例を参考にしつつ、制度の詳細を検討していく必要があるのではないか。
- また、こうした事業者が市場支配力を行使しにくいよう、市場の動きを監視して市場支配力の行使が疑われる場合に調査を行い、改善の必要性がある場合は、柔軟に反映できるようにしておくことが必要。

#### 設計における市場支配力防止策（例）

- 垂直型ではなく右肩下がりの需要曲線とする（PJM等、英国）
- 特段の理由なく容量オークションに参加しない電源は、一定期間は再び参加することができないこととする（PJM、ISO-NE）
- 既設電源について、入札上限価格を設ける（PJM、英国）
- 容量オークションに参加しない電源は0円入札として扱う、または、需要曲線の目標調達量から控除する等の対応を設ける（英国）

等

- 市場支配的な事業者の入札行動による不必要な価格高騰を防ぐ観点から、慎重かつ十分な検討を要すると考えております。他方でこの論点につきましては、制度の詳細を固めていくことなしに検討がなかなか難しいという点もございまして、制度の詳細を固めていく中で対応策を具体化していくこととしてはどうかと考えております。また、市場開設後も状況に応じて速やかに対応策を検討することとしてはどうかと考えております（以下略）（事務局）
- リプレースではなく、純粹に供給力を減らす形での老朽化した火力の廃止は、総括原価と地域独占に守られていた時代に、高い料金で十分初期的に消費者に負担してもらった電源を安直に廃止して安定供給を危険にさらす行為に関しては、強い規制をかけることを早急に検討していただきたい。（松村委員）
- 容量市場の価格、kWh当たりの価格、あるいは負荷率が低い、負荷率によってかなりkWh当たりの単価に差が出てしまうということがございますので、もし（経過措置の）削減率に関しまして、もう事務局案ということであれば、容量市場価格に関しましては不当に高くないような、市場支配的な事業者が不当に高くするという可能性に関しては極力排除していただきたいという、そこに関しては切なるお願いをしたいというところでございます。（イーレックス 坂本オブザーバー）
- 容量市場につきましては、スライドの10の表で書いてありますとおり、負荷率別、価格別のkWh当たりの負担イメージがありますけれども、小売の電気事業者、我々にとっては、とてもコスト的なインパクトが大きい市場になるというふうに認識をしています。そういった意味で、スライド13に記載してありますとおり、いかに不必要な価格高騰を防止するかというような視点、こういった面での対応策というものが重要であるというふうに我々は認識しております。この点につきましては、検討をぜひ加速していただければというのが申し上げたいコメントでございます。（東京ガス\_棚橋オブザーバー）

- 入札上限価格の設定については、市場支配力のある事業者への対応として、価格のつり上げですとか、売り惜しみみたいなことに対しても有効なものであると考えていますが、例えば容量市場創設直後の卸市場の価格感度を考慮し、段階的に上限価格を設定していくようなことも激変緩和に資することだと思いますので、こういった点についてもご検討いただければと考えております。

さらに、市場支配力のある事業者への対応にもかかわる点で、もう1点申し述べさせていただきますと、容量市場で落札された事業者名に加えて、電源名といったものも公表していただくことができないかなと考えております。これは今後の論点になるのかもしれませんが、既設の相對契約先との容量市場導入後の交渉にいろいろと懸念があるといった環境下で、小売と発電事業者が対等な情報を持って交渉に臨めるようにすることにも有効だと考えていますし、公平性にも資するものと考えておりますので、ぜひご検討いただきたいと考えております。（エネット 竹廣オブザーバー）

- 市場支配的な事業者の対応ということで、ここで論点として特出しされていますけれども、この市場支配的な事業者の対応というのは、全ての論点に通底する問題であると思います。例えば、ペナルティーのギャップであるとか、メインオークションとサブのオークションの実施時期、DRが入るかどうか、これは一応既に固まったということで整理されているわけですが、本当に市場支配的な事業者が存在する中で、競争者をふやすという観点から、適当な制度設計になっているのかということ、詳細制度設計を広域機関でされるということをございますけれども、もう一度よく考えていただきたいというふうに思います。（次ページへ続く）（武田委員）

- 例えば4年と1年という議論につきましても、イギリスの例が出てくるわけですが、彼の地の文献では必ずDRが入れるように、市場支配的な事業者に対する対抗力として入れるようにということが必ず書いてあるわけです。しかしこのまとめを見ますと、メインで全てやると、1年の前のオークションには特別の枠を設けないということになっています。もろもろの事情でそうなったのかもしれませんが。また今からよく考えられるということかもしれませんが、もう一度考えていただく必要があるのではと思います。電源の差し替え問題もそうであると思いますし、全ての点について市場支配力の問題を考えていただきたいと思います。

14ページ、15ページに参考資料を書いています。このうち上の14ページの例は相対ですからつかみやすいといえますが、規制しやすいわけです。しかし下の15ページの例はマニピュレーションであり、卸市場の濫用はなかなか規制がしがたいということがあります。ですので、まずはここに書かれていますように、既設電源の上限について定めてみるとか、さらにはイギリス等では、入札が少なかったらそのオークションを一旦キャンセルするとか、いろんな手だてが検討実施されていると思います。それらをよく考えていただければと思います。

なお、長くなって恐縮ですが、この市場支配的地位の濫用については、競争法であるとか、電取委の規制があるのではとの議論が出てきます。もちろん私は厳しくやるべきだと思いますけれども、それは万能ではないという面もございます。

私の学問分野で皆が知っている事件に、2008年のイーオン事件があります。イーオンがEXPで相場操縦をしたと。それで規制をしようとしたわけですが、いろんな証拠を集めてきたけれどもなかなか事後規制が難しいということでした。その後、ドイツカルテル庁も規制を試みたけれども、やはり事後的に監視、規制することはなかなか困難であるということでありました。やはり事前の制度設計の段階で、市場支配的地位の濫用、相場操縦等が起こらないような、そういう方策をよく考えていくべきかと思います。（武田委員）

### 3. 支配的事業者への対応の検討 (2) 我が国の事業構造等の概要

- 支配的事業者への対応に関連する、我が国の事業構造・状況等は以下の特徴が考えられる。
  - ✓ 地域間連系線の容量が系統規模に比べて相対的に小さい。
  - ✓ 旧一般電気事業者や電源開発等、大規模な事業者が存在すること。
  - ✓ 同一エリア内において、発電・小売間で、自社供給・相対契約の比率が高いこと。
  - ✓ 老朽火力発電所の休廃止計画が進展していること。
  - ✓ レジリエンス対応として、稀頻度リスク等の対策を検討していること。特に北海道エリアは特別な対策※も求められているところ。
- そのため、北海道エリアについては、必要に応じて、別途検討することも考えられる。

※電力レジリエンス等に関する小委員会において、北本の更なる増強等の必要性を検討している。  
また、第27回制度検討作業部会では、追加確保すべき予備力について  
「北海道などエリアの特殊性があるケースにおいてはエリアにおける必要量を広域機関において  
更に精査してはどうか。」とされているところ。

### 3. 支配的事業者への対応の検討

#### (3) 我が国で想定される市場支配力の行使の例

- 一般的に、市場支配力の行使とは、市場における競争を制限する行為と考えられる。
- 制度検討作業部会では、市場支配力の行使の例として、「相対契約の取扱い」、及び「市場価格の操縦」が挙げられている。
- また、市場価格の操縦としては、「売り惜しみ」、または「高値入札」による価格の吊上げ、及び「安値入札」による競争者の排除が挙げられている。

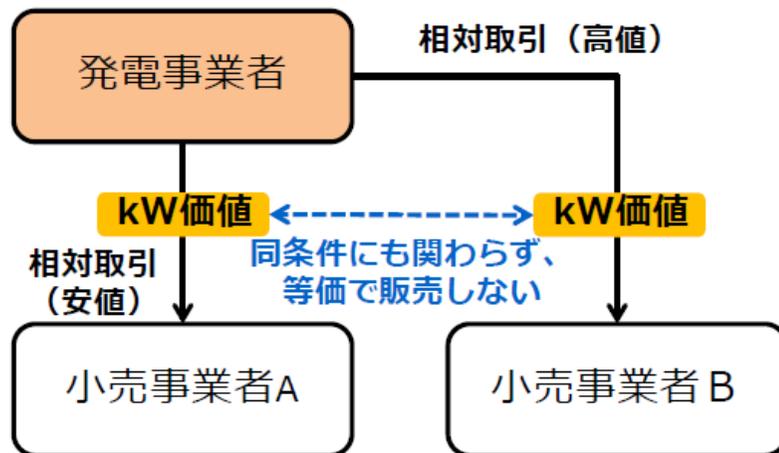
## (参考) 市場支配的な事業者への対応

2016年11月  
第3回市場整備ワーキンググループ  
事務局提出資料

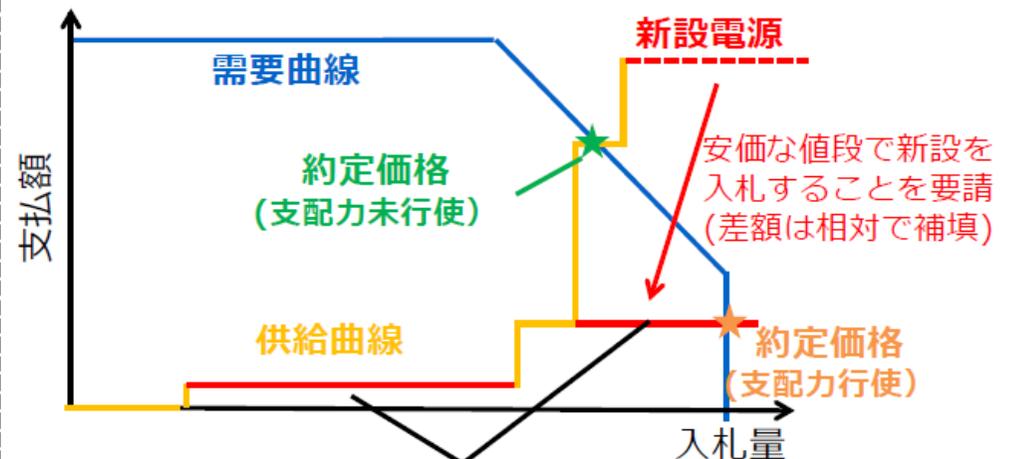
- 容量を大量に有する支配的な事業者等が、その市場支配力を行使することになれば、取引形態（相対、取引所取引）に関わらず、市場機能が適正に機能しない場合がある。
- そのため、今後の制度設計においては、こうした事業者が市場支配力を行使できないような仕組みを併せて措置していく必要があるのではないかと。

### 【市場支配力行使の例】

#### 例1：高い発電シェアを誇る事業者による影響力行使



#### 例2：高い小売シェアを誇る事業者による影響力行使 (集中型市場における相対契約)



※赤線部分は支配的な小売事業者と相対取引をする発電事業者

**(参考) 諸外国の事例 (容量市場の競争性確保)**

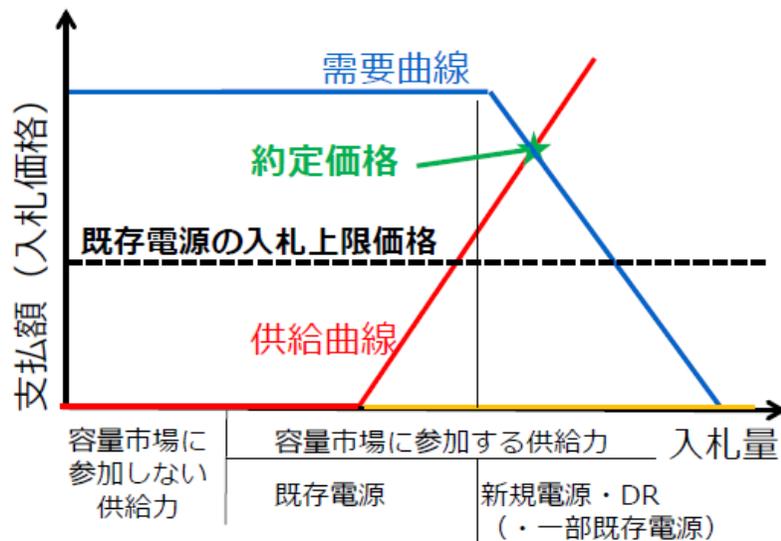
2016年11月  
第3回市場整備ワーキンググループ  
事務局提出資料

- 英国では、売り手側の価格操作を防ぐために、新規電源と大幅な更新を行う既存電源等に対しては、基本的に自由な価格設定を認める一方で、既存電源には上限価格をかけることで、市場価格を意図的に高くできないよう設計している。
- 他方、米PJMでは、容量市場における買い手側の価格操作を防ぐために、一定基準を満たす新規電源の入札に際して下限価格を設け、市場価格が意図的に低くならないよう設計している。

【容量オークションにおける入札と価格設定の例】

**例1：イギリス**

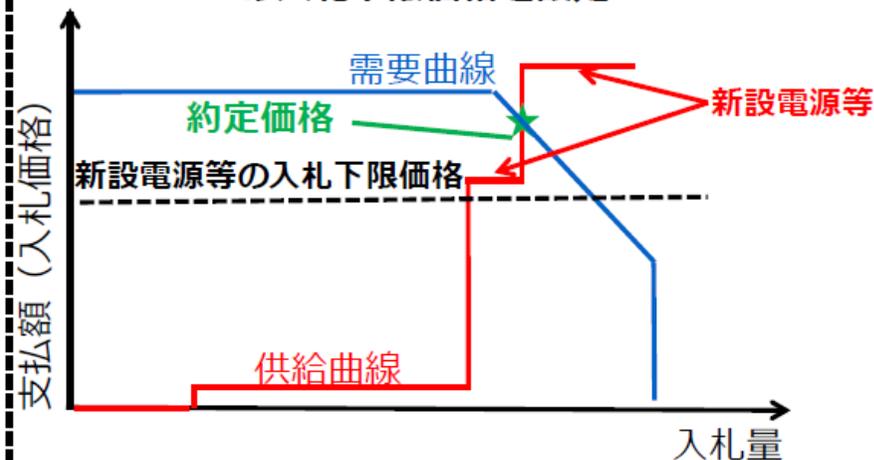
→ 既存電源に入札上限価格を設定



出所：DECC "Capacity Market Strawman v11" (June 2013)

**例2：米国PJM**

→ 新設電源等、一定の基準を満たす電源の入札下限価格を設定



出所：PJM "PJM Manual 18" (July 26, 2016)

### 3. 支配的事業者への対応の検討 (参考) 市場支配力の抑止策の考え方

- 市場支配力の抑止策は、ex-ante（事前）と ex-post（事後）に整理される。
- なお、ex-ante（事前）と ex-post（事後）は、相互に補完関係である。

- ex-ante approach

市場支配力の行使に対し、事前に施される抑止策。（例：支配的事業者に対する入札上限価格の適用 等）

<メリット>

- 規制ルールがわかりやすく、透明性がある。
- 事後規制と比べ、規制リスク（regulatory risk）は低く、支配力の行使による影響を予め抑制できる。

<デメリット>

- 適正な設定でなければ、過剰抑制（over-mitigated）となるおそれがある。
- ルールの透明性のために規制の閾値を公開すると（例：入札上限価格など）、その閾値の中では自由に値付けができるという安全帯（safe harbor）にもなってしまう。

- ex-post approach

容量オークションの結果を分析・監視し、支配力を行使した事業者に大きなペナルティを課す。

<メリット>

- 型にはまった方法ではないため、いろいろな適用の仕方がある。
- 事実関係を精査することで、過剰抑制（over-mitigated）のリスクを避けられる

<デメリット>

- オークション後の措置であるため、市場への影響、消費者への損害を完全には回避できない。
- 情報の非対称性のため、支配力の行使の証明は難しく、過小抑制（under-mitigated）のリスクがある。

### 3. 支配的事業者への対応の検討

#### (4) 支配力行使の対策について（これまでの整理）

■ これまでの制度設計においても、市場支配力に一定の効果が期待できる仕組みが盛り込まれている。

大項目	整理内容	期待できる市場支配力の影響の抑止効果	事前	事後
需要曲線の設定	需要曲線の形状は斜めに設定する	市場支配力の行使による価格操縦を抑止する。	○	
	上限価格を設ける。(Net CONE×150%)	市場支配力の行使による価格の高騰を制限する。	○	
	上限価格に至る調達量は停電コストと調達コストのトレードオフ曲線に従い設定する。	市場支配力の行使による容量拠出金の総額の増高を、停電コストに基づいた経済性の有る範囲に制限する。	○	
入札方法	応札単位を電源単位とする。	(BGの大小による有利不利を軽減する目的であるが、) 電源の売惜しみ等の市場支配力の行使を検知し易くなると考えられる。		○
オークション方式	メインオークションで全量を取る。	メインオークションでの売り惜しみを防止する。	○	
	追加オークションは同じ需要曲線とする。			
	特別オークションの諸条件は都度設定する。	売惜しみによる経済性の予見性を低下させる。	○	
約定処理	全国単一市場とする。	全国市場での競争により電源落札の予見性を低下させる。	○	
	入札後に市場分断の有無を判断する。			
精算	エリア内の電源等への対価の支払いと小売電気事業者の支払いの負担感が同様となるよう容量拠出金を配賦する。	発電・小売が一体の支配的事業者は、売惜しみ等でエリア価格を吊り上げた場合、容量拠出金の支払い額も増加することとなり、市場支配力の行使による経済的メリットを低下させる。	○	
	容量オークションはシングルプライスオークションとする。	価格を吊り上げた場合の不当利潤は他の事業者も享受する。	○	
	落札保証金は設定しない。	新規事業者の参入障壁を軽減し、価格高騰時のDR等の新規技術の参入余地を高める。	○	
その他	差し替え用の電源等は原則、容量オークションに入札された電源等に限るとし、売り惜しみが判明した電源等に参入ペナルティを科す。	電源等の売惜しみを防止する。		○
	kW価値相当の対価を他の政策的な仕組み（FIT等）で補てんしている電源は参加できない	不当廉売を防止する。	○	

### 3. 支配的事業者への対応の検討

#### (4) 支配力行使の対策について（これまでの整理）

- 市場支配力の行使内容との関係を整理すると以下の通りである。
- なお、相対契約の差別的取扱いは既存契約の見直しガイドラインで、別途対策している。

大項目	整理内容	売り惜しみ	高値入札	不当廉売	差別的扱い
需要曲線の設定	需要曲線の形状は斜めに設定する	◎	◎		
	上限価格を設ける。(Net CONE×150%)	◎	◎		
	上限価格に至る調達量は停電コストと調達コストのトレードオフ曲線に従い設定する。	◎	◎		
入札方法	電源毎に応札する。		○	○	
オークション方式	メインオークションで全量を確保する。	◎			
	追加オークションは同じ需要曲線とする。				
	特別オークションの諸条件は都度設定する。	◎			
約定処理	全国単一市場とする。	◎	◎	◎	
	入札後に市場分断の有無を判断する。				
精算	エリア内の電源等への対価の支払いと小売電気事業者の支払い総額が近くなるような精算処理を行う。	◎	◎		
	容量オークションはシングルプライスオークションとする。	◎	◎	◎	
	落札保証金は設定しない。	◎	◎		
その他	差し替え用の電源等は原則、容量オークションに入札された電源等に限るとし、売り惜しみが判明した電源等に参入ペナルティを科す。	○			
	kW価値相当の対価を他の政策的な仕組み（FIT等）で補てんしている電源は参加できない			◎	

凡例 ◎：事前抑止策として期待できるもの ○：事後規制策として期待できるもの

#### (4) 支配力行使の対策について（売惜しみの対策）

- 諸外国の事例としては、以下の制度が設けられている。
  - 容量市場への参加登録を義務とし、登録後の入札に参加しなかった電源は、0円入札として扱う、または、需要曲線の目標調達量から控除する。（英国）
  - 理由なく容量市場に参加しなかった電源は一定期間、容量市場への参加を認めない。（PJM）
- 我が国においては、容量市場への参加は任意であるため、容量市場へ参加しない電源の供給力を目標調達量から減じると、必要な供給力が確保できない恐れが考えられる。
- そのため、目標調達量からの控除は、供給計画やヒアリング等を踏まえて、慎重に判断することとしてはどうか。
- また、容量市場へ参加しない電源は、容量確保契約は締結していない。
- 理由なく参加しなかった電源・事業者に対して、参加要件（参入ペナルティ）として、一定期間の容量市場への参加の制限や対価の減額を行うこととしてはどうか。

### 3. 支配的事業者への対応の検討

#### (4) 支配力行使の対策について（高値入札の対策）

- 我が国の事業構造として、同一エリア内において、発電・小売間で、自社供給・相対契約の比率が高いという特徴がある。
- 一方、容量市場は以下の仕組みとしている。
  - ✓ 地域間連系線の制約は約定処理において反映することとして、連系線制約の範囲内であるが、全国での競争を促す仕組みを設ける。
  - ✓ 容量拠出金の配賦方法として、市場分断した場合、同一分断エリア内において、発電事業者への支払いと小売電気事業者の容量拠出金の負担の関係は同様となるように設定した。
- また、一般的に、事業者間の相対的な競争環境の観点から、集中型の容量市場において運転継続を計画する発電所の応札は、落札の確実性も重視されると考えられる。（0円入札の背景）

### 3. 支配的事業者への対応の検討 (参考) 容量拠出金の各エリアへの配賦方法

■ 第16回検討会における試算例で、各エリアの発電事業者への支払いと小売電気事業者の容量拠出金の負担の関係を整理すると以下の通りであり、同様となるよう整理している。

	ブロックA	ブロックB	ブロックC
A エリアプライス (発電事業者への支払)	6,000円/kW	5,000円/kW	7,000円/kW
B エリア負担額 (小売事業者への請求)	6,388円/kW	5,416円/kW	7,528円/kW
<b>B/A</b>	<b>1.065倍</b>	<b>1.083倍</b>	<b>1.075倍</b>
(Bの算定)	4,660億円/7,200万kW	4,875億円/9,000万kW	1,355億円/1,800万kW

2. 容量拠出金の配賦方法について (1) 各エリアへの配賦  
(STEP1:全エリアで共通的に負担する費用の特定、各エリア(ブロック)への配賦)

<共通分の試算例> 全国の約定量: 19,500万kW 最安エリアプライス: 5,000円/kW  
H3需要: 18,000万kW 予備率: 8%

<約定結果>



	ブロックA	ブロックB	ブロックC	合計
約定結果				
約定量	7,600万kW	10,000万kW	1,900万kW	19,500万kW
約定単価	5,000円/kW	5,000円/kW	5,000円/kW	5,000円/kW
約定額	(3,800億円)	(5,000億円)	(950億円)	9,750億円①
エリア配賦				
H3需要	7,200万kW	9,000万kW	1,800万kW	18,000万kW
H3需要比率	40% ②	50% ③	10% ④	100%
エリア配賦額(共通分)	3,900億円 ①×②	4,875億円 ①×③	975億円 ①×④	9,750億円

<エリア配賦(共通分)>



2. 容量拠出金の配賦方法について (1) 各エリアへの配賦  
(STEP2:市場分断による追加約定分の費用配賦)

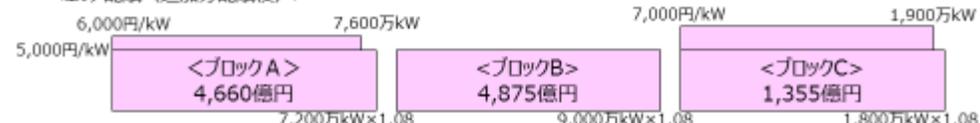
<追加分の試算例> エリアプライス: ブロックA 6,000円/kW、ブロックC 7,000円/kW

<エリア配賦(共通分)>



	ブロックA	ブロックB	ブロックC	合計
エリア配賦額(共通)	3,900億円	4,875億円	975億円	9,750億円
約定量	7,600万kW	10,000万kW	1,900万kW	19,500万kW
エリアプライス	6,000円/kW	5,000円/kW	7,000円/kW	—
エリアプライスの差分	1,000円/kW	—	2,000円/kW	—
エリア追加負担額	760億円	—	380億円	—
エリア配賦額(追加約定後)	4,660億円	4,875億円	1,355億円	10,890億円

<エリア配賦(追加分配賦後)>



### 3. 支配的事業者への対応の検討

#### (4) 支配力行使の対策について（高値入札の対策）

- 諸外国においては、既設電源の高値入札に対して、以下の対策を行っている。
  - 既設電源は、原則、入札上限価格未満での入札を行うこととする。
  - ただし、入札価格の妥当性を説明できるならば、この限りではない。（PJM,英国）
  - なお、英国は全ての既設電源、PJMは支配的事業者の既設電源を対象電源としている。
- 我が国においては、既設・新設を区別しないという基本的な考え方を踏まえ、需要曲線におけるNet CONE・上限価格は、評価年数を40年として設定している。
- なお、その設定に際しては、容量市場以外からの収益は想定が困難であり、導入後の実績を踏まえて見直しを検討することとしている。
- また、既設電源に対しては2030年まで経過措置を設定して、容量市場からの支払を減じる措置も設定している。
- 一方、我が国においては、老朽火力発電所の休廃止計画が進展している状況である。
- 以上を踏まえて、国の制度検討作業部会と連携して、市場支配力の分析・既設電源の高値入札の対策必要性の検討を引き続き進めることとしてはどうか。

#### (5) 参入ペナルティについて

- 容量市場において市場支配力の行使が認められた場合や、正当な理由なくリクワイアメントを満たせなかった場合には、容量市場において参入ペナルティを課すと整理している。
- 参入ペナルティは、一定期間、容量市場への参加を制限することや、一定期間、容量市場から受け取る対価を減額することが考えられる。また、電源等だけでなく、事業者に対して課すことも考えられる。
- 参入ペナルティの具体的な内容は、上記を基本とし、行使された支配力等の状況に応じて実効的なペナルティとなるよう、個別に設定すること（予め詳細には規定しないこと）としてはどうか。
- なお、参入ペナルティの適用については、その妥当性について、広域機関において、有識者等を含めて審議し、決定することとしてはどうか。

※ 広域機関の会員に対する指導・勧告についても、別途適用することもありうる。

#### (6) まとめ

- 支配的事業者への対応は、以下のように整理してはどうか。

##### <売り惜しみ>

- 目標調達量からの控除は、供給計画やヒアリング等を踏まえて、慎重に判断する。
- 容量市場に、理由なく参加しなかった電源・事業者に対して、参入ペナルティを適用する。

##### <高値入札>

- 国の制度検討作業部会と連携して、市場支配力の分析・既設電源の高値入札の対策必要性の検討を引き続き進める。

##### <参入ペナルティ>

- 一定期間、容量市場への参加の制限や、容量市場から受け取る対価の減額をする。
- 電源等だけでなく、事業者に対して課す。
- 具体的な内容は、上記を基本とし、行使された支配力等の状況に応じて実効的なペナルティとなるよう、個別に設定する。